

# さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金 Q & A

## 目次

【申請全般】 .....	1
Q 1 申請書の配布場所について .....	1
Q 2 申請期間や申請方法について.....	1
Q 3 申請は先着順か .....	1
Q 4 申請から補助金振込までのスケジュールについて.....	1
【添付書類】 .....	2
Q 5 必要な添付書類は何か.....	2
Q 6 固定資産税評価証明書や固定資産税納税通知書は、いつ時点のものを提出すれば良いか .....	2
Q 7 直近決算期の法人税申告書とは、いつ時点のものか.....	2
Q 8 （個人事業主）本人確認書類の写しは、何を提出すれば良いか.....	2
Q 9 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か.....	2
Q 1 0 e-tax で確定申告したため、税務署の收受印がない .....	2
Q 1 1 郵送で確定申告したため、税務署の收受印がない .....	2
Q 1 2 個人事業主で確定申告の義務がなく、申告していない.....	2
Q 1 3 確定申告書の控えをなくしてしまったがどうすれば良いか。 .....	3
Q 1 4 開業からちょうど1年で、確定申告書がない場合、どうすればよいか.....	3
Q 1 5 さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書（様式C）はどのような場合に提出するのか .....	3
Q 1 6 さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書（様式C）は、誰に自署してもらうのか.....	3
Q 1 7 貸借契約書は、全てのページを提出するのか .....	3
Q 1 8 見積書は、いつ時点のものが必要か.....	3
Q 1 9 見積書に、申請とは無関係な内容が記載されていても良いか.....	3
Q 2 0 複数の設置場所がある場合、若しくは複数の種別の設備を入れる場合、どのように申請すればよいか.....	3
Q 2 1 設置場所の見取り図は、様式や書き方に指定はあるか.....	4
Q 2 2 更新設備の仕様がわかる書類とは何か .....	4
Q 2 3 作成した書類を事前に確認してほしい .....	4
【対象者】 .....	5
Q 2 4 補助金の対象となる者について .....	5
Q 2 5 補助金の対象とならない者について.....	5

Q 2 6	常時使用する従業員とは何か.....	6
Q 2 7	従業員数には、支店の者も含まれるか.....	6
Q 2 8	アルバイトやパートは、従業員数に含まれるか.....	6
Q 2 9	いつ時点の従業員数か.....	6
Q 3 0	個人事業主でさいたま市外に住んでいるが、市内に事業所があれば対象になるか.....	6
Q 3 1	いつ時点で市内に事業所を有していれば良いのか.....	6
Q 3 2	複数の事業所の設備を更新する場合、補助上限額はいくらか.....	6
Q 3 3	個人事業主としての事業と自身が代表を務める法人の事業をそれぞれやっているが、両方について申請可能か.....	7
Q 3 4	事業所所有者（オーナー）が設備も所有し、事務所の運営は借主（テナント）が行っている場合、申請者はどちらになるか.....	7
Q 3 5	事業所の運営者（テナント）自らが設備を設置し、所有している場合、申請者はどちらになるか.....	7
Q 3 6	テナントが不在（空室）、又は大企業の場合、中小企業者等であるオーナーは申請可能か.....	7
Q 3 7	フリーランスは対象となるか.....	7
Q 3 8	法人成（同一事業）や個人成（同一事業）した場合、対象となるか.....	7
Q 3 9	廃業した場合、対象となるか。.....	7
	<b>【設備全般】</b> .....	8
Q 4 0	交付決定前に、設備の購入予約は行って良いか.....	8
Q 4 1	設備の「更新」とは何か.....	8
Q 4 2	主な対象外設備は何か.....	8
Q 4 3	「メーカーにおける現行販売製品を対象」とのことだが、中古品は対象となるか.....	8
Q 4 4	更新する設備が「同等」であることとは何か.....	8
Q 4 5	省エネ基準達成率が 100%を達成しているかは、どのように判断できるのか9	
Q 4 6	家庭向け設備でも、事業のために使用していれば補助対象となるか.....	9
Q 4 7	主な対象外経費は何か.....	9
Q 4 8	自社製品を導入した場合、補助の対象になるか.....	9
Q 4 9	自社施工した場合、その施工費用は補助の対象になるか。.....	9
Q 5 0	レンタルオフィスやシェアオフィスの設備は対象か.....	9
Q 5 1	ビルの共用部にある設備は対象か.....	9
Q 5 2	経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」（令和4年度補正予算）において補助対象設備として登録・公表されているものは、どのように確認できるのか.....	9
Q 5 3	経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」（令和4年度補正予算）の設備と、今回のさいたま市の補助金の補助	

対象設備では、対象種別が一部異なるが、経済産業省事業で対象となる工作機械等の生産設備は、さいたま市の補助金の補助対象設備とならないのか.....	10
Q 5 4 原則として市内事業所から調達とのことだが、市外からの調達は対象外なのか.....	10
Q 5 5 原則として市内事業所から調達とのことだが、インターネット販売での購入は対象外なのか.....	10
<b>【設備各論】</b> .....	11
Q 5 6 LED 照明から、より省エネとなる LED 照明に更新する場合、対象とならないのか.....	11
Q 5 7 照明設備における交付要件である工事とは、どのようなものか.....	11
Q 5 8 補助対象となる空調設備とは何か.....	11
Q 5 9 補助対象となる業務用冷蔵庫とは何か.....	11
Q 6 0 プレハブ冷蔵庫（冷凍庫）の場合、冷却ユニットのみの更新でも対象になるか.....	11
Q 6 1 補助対象となる高効率業務用厨房機器とは何か.....	11
Q 6 2 低輻射型ガス厨房機器かどうかを確認したい.....	11
Q 6 3 電磁誘導加熱方式とは何か.....	12
Q 6 4 電子レンジは対象か.....	12
Q 6 5 ボイラ、給湯器、ヒートポンプにおいて、熱源変更は補助対象となるか....	12
Q 6 6 本補助事業を契機に、より脱炭素に貢献するために、既存のボイラから、熱の発生に加えて発電も可能なコージェネレーションへ更新したいが、対象となるか.	12
Q 6 7 事業用として家庭用給湯器を使用しているが、エコジョーズへの更新は補助対象となるか.....	12
Q 6 8 本補助事業を契機に、より脱炭素に貢献するために既存の給湯器をエネファーム（家庭用燃料電池）に更新したいが、補助対象となるか.....	12
Q 6 9 産業用モータとは何か.....	12
Q 7 0 既存の産業用モータを補助対象の産業用モータに更新するには、産業モータ単体だけでなく、取り付け金具や接続ユニットの交換も必要となる。これらも補助対象となるのか.....	12
Q 7 1 変圧器とは何か.....	13
Q 7 2 変圧器は、単相でも三相でもよいのか.....	13

## 【申請全般】

### Q 1 申請書の配布場所について

- 市のホームページ及び各区役所情報公開コーナーにて、配布します。
- 補助金交付決定以降に必要な完了報告書や請求書につきましては、各種通知書発送とあわせて、お送りいたします。

### Q 2 申請期間や申請方法について

- 申請期間は、令和5年8月30日(水)から令和5年10月6日(金)[当日消印有効]までです。
- 申請は原則郵送で、書留やレターパック等、追跡記録が可能な郵送方法をお勧めします。
- 電子申請には対応しておりません。

### Q 3 申請は先着順か

- 消印日等の基準による先着順での受付となり、必要書類が全て揃った状態で提出した日を受付日とします。
- 同日に予算残額を上回る申請があった場合、抽選による受付となります。

### Q 4 申請から補助金振込までのスケジュールについて

- ① 交付申請書の提出 ⇒ 交付決定通知書の発送
- ② 工事着手、完了報告書の提出 ⇒ 交付額確定通知書の発送
- ③ 請求書の提出 ⇒ 補助金振込

各種書類提出後、審査を行い、適正と認められたときは、各種通知書を発送します。

- 補助金振込時に通知書の発送はございませんので、通帳記帳等で振込をご確認ください。
- 振込の印字は「サイタマシサンギョウテンカイスイシンカ」で、通帳に表示されるのは11文字「サイタマシサンギョウ」（濁点も1文字カウント）となります。

## 【添付書類】

### Q 5 必要な添付書類は何か

- 添付書類チェックリストをご確認ください（個人事業主か、法人かで異なります）。

### Q 6 固定資産税評価証明書や固定資産税納税通知書は、いつ時点のものを提出すれば良いか

- 令和5年度のものをご提出ください。

### Q 7 直近決算期の法人税申告書とは、いつ時点のものか

- 各社決算時期が異なりますので、申請日時点における最新の決算書類をご提出ください。

例) R4.6～R5.5（令和4年分）、R3.10～R4.9（令和3年分）

### Q 8 （個人事業主）本人確認書類の写しは、何を提出すれば良いか

- 運転免許証、健康保険証、個人番号カード（番号部分はマスキング）、その他の公的機関が発行した身分証明書の写し等、いずれか1点をご提出してください。
- 裏面に住所等の変更記録がある場合は、裏面のコピーも必要です。

### Q 9 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か

- 收受印は必要です。收受印のある確定申告書の控えの写しを提出してください。

ただし、税理士の押印があるもの、納税貯蓄組合の押印があるもの、及び、自動申告書作成機で作成したものは、收受印が不要です。

### Q 10 e-tax で確定申告したため、税務署の收受印がない

- 確定申告書の控えと受信通知をご提出ください。

### Q 11 郵送で確定申告したため、税務署の收受印がない

- 確定申告書の控えと納税証明書その2（事業所得金額の記載のあるもの）をご提出ください。

### Q 12 個人事業主で確定申告の義務がなく、申告していない

- 以下のいずれかをご提出ください。
  - ・ 令和5年度の市・県民税の申告書（收受印のあるもの）  
※収入の内訳に応じて、追加書類をお願いする場合がございます
  - ・ 営業実態が確認できる書類（直近1年の売上帳簿等）及び事業性が確認できる書類（開業届等）

**Q 1 3 確定申告書の控えをなくしてしまったがどうすれば良いか。**

- 所管税務署にお問い合わせください。

**Q 1 4 開業からちょうど1年で、確定申告書がない場合、どうすればよいか**

- 確定申告書に代わり、売上台帳等、事業の継続性を証する書類をご提出ください。

**Q 1 5 さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書（様式C）はどのような場合に提出するのか**

- 事業所の所有者（オーナー）が申請する場合で、その事業所を中小企業者等（テナント）に貸している場合に提出が必要となります。

**Q 1 6 さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金申込に係る誓約及び承諾書（様式C）は、誰に自署してもらうのか**

- 借主（テナント）の自署が必要です。

**Q 1 7 貸借契約書は、全てのページを提出するのか**

- 全ページご提出ください。

**Q 1 8 見積書は、いつ時点のものが必要か**

- 見積期限の指定等はありませんが、可能な範囲で最新の見積書をご提出ください。

**Q 1 9 見積書に、申請とは無関係な内容が記載されていても良いか**

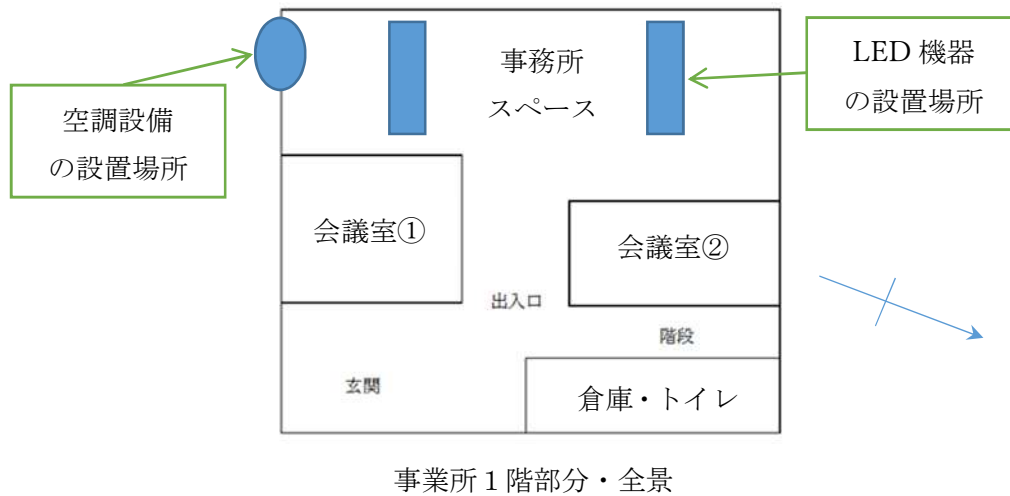
- 問題ありませんが、更新設備に係る見積金額内訳書（様式A）の提出が必要ですので、補助金の対象経費（設備費、工事費）及び対象外経費等の内訳を分けていただく等、審査事務円滑化のためご協力をお願いします。

**Q 2 0 複数の設置場所がある場合、若しくは複数の種別の設備を入れる場合、どのように申請すればよいか**

- 設置場所ごと、又は設備種別ごとに「更新設備シート」を作成してください。「更新設備シート」は、申請書（様式第1号）裏面をコピーするか、市のHPからダウンロードしてください。

### Q 2 1 設置場所の見取り図は、様式や書き方に指定はあるか

- 様式はございません。
- 更新する設備の設置個所を明示していただければ、図面の写しや手書きでも構いません（以下、作成例）。



### Q 2 2 更新設備の仕様がわかる書類とは何か

- 更新設備のメーカー、型番、消費エネルギー（定格消費電力等）がわかるもの（カタログやホームページの写し等）をご提出ください。

### Q 2 3 作成した書類を事前に確認してほしい

- 事前確認は実施しておりません。記入例等を参考に、不明点がある場合はコールセンター（048-829-1408）までお問合せください。

## 【対象者】

### Q 2 4 補助金の対象となる者について

- 中小企業者については、下記要件の全てに該当する必要があります。
  - ①市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有すること
  - ②会社法第2条第1号に規定する会社またはそれに準ずる会社であること  
株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社（土業法人を含む）、合資会社、  
合同会社、特例有限会社
  - ③中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（以下のいずれかを満たす）であること
    - 資本金の額又は出資の総額
      - ◆製造業、建設業、運輸業等の場合・・・3億円以下
      - ◆卸売業の場合・・・1億円以下
      - ◆サービス業、小売業の場合・・・5,000万円以下
    - 常時使用する従業員の数
      - ◆製造業、建設業、運輸業等の場合・・・300人以下
      - ◆卸売業、サービス業の場合・・・100人以下
      - ◆小売業の場合・・・50人以下
- 個人事業主については、下記要件全てに該当する必要があります。
  - ①市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有すること
  - ②従業員数について、上記③と同様であること

### Q 2 5 補助金の対象とならない者について

- 会社法第2条1号に規定する会社以外の法人
  - ◆宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、協同組合、  
NPO法人 等
- 反社会的勢力（暴力団員等）
- 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業）は対象外。それ以外の風営法規定業種（バー、ゲームセンター、パチンコ店等）は、支給要件を満たした事業者であれば対象。
- 宗教活動又は政治活動を目的とする者



#### Q 2 6 常時使用する従業員とは何か

- 常時使用する従業員とは、「予め解雇の予告を必要とする者」のことをいいます（労働基準法第20条）。
- 下記の者は、常時使用する従業員に含まれません（労働基準法第21条）。
  - ① 日々雇い入れられる者
  - ② 二か月以内の期間を定めて使用される者
  - ③ 季節的業務に四か月以内の期間を定めて使用される者
  - ④ 試の使用期間中の者ただし、①については1か月を超えて引き続き使用されている場合、②・③については所定の期間を超えて使用されている場合、④については14日を超えて引き続き使用されている場合は、従業員に含まれます。
- 会社役員、個人事業主本人については、従業員に含まれません。

#### Q 2 7 従業員数には、支店の者も含まれるか

- 従業員数は、会社全体の人数であるため、本店以外の支社・支店等の従業員も含まれます。

#### Q 2 8 アルバイトやパートは、従業員数に含まれるか

- アルバイトやパート等の雇用形態に関わらず、Q 2 6 の条件で判断します。

#### Q 2 9 いつ時点の従業員数か

- 申請日時点の従業員数です。

#### Q 3 0 個人事業主でさいたま市外に住んでいるが、市内に事業所があれば対象になるか

- 市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有していれば、市外在住であっても対象となります。

#### Q 3 1 いつ時点で市内に事業所を有していれば良いのか

- 申請日時点で判断しますが、申請日以降も引き続き市内で事業を継続していくことが条件となります。

#### Q 3 2 複数の事業所の設備を更新する場合、補助上限額はいくらか

- 事業所数によらず、1事業者につき500万円が上限となります。

**Q 3 3 個人事業主としての事業と自身が代表を務める法人の事業をそれぞれやっているが、両方について申請可能か**

- 事業者ごとの補助となりますので、個人事業主と法人が独立した別の事業者として、それぞれについて要件を満たせば、両方で申請可能です。ただし、同じ設備に対する補助はできません。

**Q 3 4 事業所所有者（オーナー）が設備も所有し、事務所の運営は借主（テナント）が行っている場合、申請者はどちらになるか**

- 申請日時点での設備所有者が申請者となりますので、オーナーが申請者となります。ただし、オーナーだけでなく、テナントについても、各種要件に該当する中小企業者である必要があるため、「貸借契約書」及び「誓約及び承諾書（様式C）」の提出が必要となります。

**Q 3 5 事業所の運営者（テナント）自らが設備を設置し、所有している場合、申請者はどちらになるか**

- 申請日時点での設備所有者が申請者となりますので、テナントが申請者となります。この場合、オーナーが中小企業者等であるか否かは問いません。

**Q 3 6 テナントが不在（空室）、又は大企業の場合、中小企業者等であるオーナーは申請可能か**

- 申請できません。中小企業者等が入居する部屋の設備に限り、対象となります。なお、ビル等1棟全室に入居している必要はなく、部屋ごとに判断します。

**Q 3 7 フリーランスは対象となるか**

- 要件を満たしていればフリーランスでも対象となります。

**Q 3 8 法人成（同一事業）や個人成（同一事業）した場合、対象となるか**

- 1年以上の事業継続実績を有していれば、法人成や個人成した場合においても、補助対象となります。

**Q 3 9 廃業した場合、対象となるか。**

- 営業を今後も継続する意思があることが給付の要件となるため、対象外となります。

## 【設備全般】

### Q 4 0 交付決定前に、設備の購入予約は行って良いか

- 交付決定前に、設備の契約・発注・購入等を行った場合、補助金の対象外となりますが、購入予約については、契約・発注・購入等に該当しない工程であるため、問題ございません。
- キャンセル料が発生する等、申請者に不利益となる場合が想定されますので、キャンセル時の取扱い等については、設備の予約先に予めご相談ください。

### Q 4 1 設備の「更新」とは何か

- 既存設備との入れ替えを指します。したがって、新規導入設備は対象外となります。

### Q 4 2 主な対象外設備は何か

- 経済産業省資源エネルギー庁による「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」を受けている、又は受ける予定のある設備
- 埼玉県による「CO2 排出削減設備導入補助金」の補助を受けている、又は受ける予定のある設備
- 増設、リース品、レンタル品、及び、割賦販売法第二条で定める割賦販売により導入する設備
- 施工契約等を伴わない照明機器
- 交付決定の前に、契約、発注、購入等が完了している設備
- 不動産賃貸を業としているものが、賃貸用不動産の設備更新をする場合において、借入人が事業用として使用しない設備
- その他種目ごとに定められた基準を満たさない設備

### Q 4 3 「メーカーにおける現行販売製品を対象」とのことだが、中古品は対象となるか

- メーカーにおいて現行で取り扱いのある製品であれば、新品・中古品・新品問わず対象となります。

### Q 4 4 更新する設備が「同等」であることとは何か

- 設備の容量や馬力等が同程度であることを指します。
- 能力の大幅な増強、又は省エネ基準を達成するために能力のダウンサイジング等を行っている場合は、対象外となります。

**Q 4 5 省エネ基準達成率が 100%を達成しているかは、どのように判断できるのか**

- カタログや下記ホームページでご確認ください。
  - ・資源エネルギー庁HP  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/retail/touitsu\\_shoelabel/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/touitsu_shoelabel/)
  - ・省エネ型製品情報サイト（型式やメーカー名から仕様を確認できます）  
<https://seihinjyoho.go.jp/>

**Q 4 6 家庭向け設備でも、事業のために使用していれば補助対象となるか**

- 現に専ら事業の用のみに供する設備であれば、家電量販店で販売されているような家庭用設備でも補助対象となります。

**Q 4 7 主な対象外経費は何か**

- 撤去費、処分費、移設費、メンテナンス費（保証料）、保守契約費、能力の増強費、増設費、消費税及び地方消費税相当額、本事業以外においても使用することを目的とした費用等は、対象外となります。

**Q 4 8 自社製品を導入した場合、補助の対象になるか**

- 補助対象となりますが、自社及び関連事業者（連結子会社を含むグループ会社）の利益となる経費は、対象外となります。

**Q 4 9 自社施工した場合、その施工費用は補助の対象になるか。**

- 補助対象となりますが、自社及び関連事業者（連結子会社を含むグループ会社）の利益となる経費は、対象外となります。

**Q 5 0 レンタルオフィスやシェアオフィスの設備は対象か**

- 専ら事業の用に供する設備であれば、対象となります。

**Q 5 1 ビルの共用部にある設備は対象か**

- 対象外となります。

**Q 5 2 経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」（令和4年度補正予算）において補助対象設備として登録・公表されているものは、どのように確認できるのか**

- 経済産業省補助金導入事業を実施している一般社団法人環境共創イニシアティブ（SII）の以下のホームページで確認可能です。  
<https://sii.or.jp/shitei04r/search/>

Q53 経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」(令和4年度補正予算)の設備と、今回のさいたま市の補助金の補助対象設備では、対象種別が一部異なるが、経済産業省事業で対象となる工作機械等の生産設備は、さいたま市の補助金の補助対象設備とならないのか

- 旋盤、マシニングセンタ、レーザ加工機等の工作機械やプレス機械等の生産設備は対象外となります。ただし、生産設備に産業用モータが組み込まれている場合は、その産業用モータについては対象とします。

Q54 原則として市内事業所から調達とのことだが、市外からの調達は対象外なのか

- 以下の場合には補助対象となります。
  - ①市内事業所では、設備の取り扱いがなく調達できない場合等、設備の調達先が市外事業所に限定される場合
  - ②市内事業所から調達すると、補助事業完了報告書の提出が期限内に間に合わない場合等、納期の都合
  - ③設備の整備が市内事業所では困難な場合等、設備整備の都合

Q55 原則として市内事業所から調達とのことだが、インターネット販売での購入は対象外なのか

- 市内事業所からの購入が証せれば、購入ルートは問いません。

## 【設備各論】

**Q 5 6 LED 照明から、より省エネとなる LED 照明に更新する場合、対象とならないのか**

- 対象となりません。本補助金では、より省エネ効果が高い、蛍光灯式、水銀灯式、白熱灯式から LED 照明への更新を対象としております

**Q 5 7 照明設備における交付要件である工事とは、どのようなものか**

- 照明器具の安定器の撤去やバイパス工事を伴うものを指します。

**Q 5 8 補助対象となる空調設備とは何か**

- 固定式のエアコンディショナー、及び、農業用や倉庫用等の加湿機・除湿機が対象です。
- 移動式のスポットクーラー、ウインド形、冷房専用エアコンディショナー、扇風機、サーキュレーター等は対象外です。

**Q 5 9 補助対象となる業務用冷蔵庫とは何か**

- 冷蔵庫（冷凍庫）、ショーケース、チェストフリーザー、ストッカー、プレハブ冷蔵庫（冷凍庫）、製氷機（ドライアイス製造機を含む）が対象で、それ以外は対象外となります。

**Q 6 0 プレハブ冷蔵庫（冷凍庫）の場合、冷却ユニットのみの更新でも対象になるか**

- 対象外です。エネルギーコスト節減効果をより高めていただくため、断熱パネルを含むプレハブ庫及び冷却ユニットの全てを更新する場合に対象となります。

**Q 6 1 補助対象となる高効率業務用厨房機器とは何か**

- 内炎式バーナー又は低輻射バーナーを搭載したもの、低輻射型ガス厨房機器、電磁誘導加熱方式による機器のみを指します。
- 内炎式バーナーとは、炎が内向きに燃焼するタイプのものです。
- 低輻射バーナーとは、輻射熱が大幅に削減されたタイプのものです。

**Q 6 2 低輻射型ガス厨房機器かどうかを確認したい**

- 一般財団法人日本ガス機器検査協会の認証を受けている場合、製品に低輻射型ガス厨房機器認証シールが貼付されています。
- 認証製品検索ページ（下記 URL）から確認ができます。  
<https://list.jia-page.or.jp/sys/prj/lowradiation/search>
- 上記で確認できない場合、メーカーや購入先へお問い合わせください。

**Q 6 3 電磁誘導加熱方式とは何か**

- I Hを指します。

**Q 6 4 電子レンジは対象か**

- 厨房機器においては、電磁誘導加熱方式の機器が対象となりますが、電子レンジは「誘電」加熱方式であることから、対象外となります。

**Q 6 5 ボイラ、給湯器、ヒートポンプにおいて、熱源変更は補助対象となるか**

- 能力が同等であれば、補助対象となります。

**Q 6 6 本補助事業を契機に、より脱炭素に貢献するために、既存のボイラから、熱の発生に加えて発電も可能なコージェネレーションへ更新したいが、対象となるか**

- 機能が付加され、同等と認められないため、対象外となります。

**Q 6 7 事業用として家庭用給湯器を使用しているが、エコジョーズへの更新は補助対象となるか**

- エコジョーズは省エネ高効率給湯器の商品の一つで、給湯に特化した設備ですので、仕様が同等であれば対象となります。

**Q 6 8 本補助事業を契機に、より脱炭素に貢献するために既存の給湯器をエネファーム（家庭用燃料電池）に更新したいが、補助対象となるか**

- エネファーム（家庭用燃料電池）は給湯以外の機能が付加され、同等と認められないため、対象外となります。

**Q 6 9 産業用モータとは何か**

- 産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機となります。なお、インバータ制御が一体となる設備であること、又はインバータ制御盤を追加設置することが必須となります。既設のインバータ設備を流用する場合は、対象外となります。

**Q 7 0 既存の産業用モータを補助対象の産業用モータに更新するには、産業用モータ単体だけでなく、取り付け金具や接続ユニットの交換も必要となる。これらも補助対象となるのか**

- 補助対象機器である産業用モータを稼働させるために必要な範囲の設備は補助対象となります。

**Q 7 1 変圧器とは何か**

- 定格一次電圧が 600V を超え、7,000V 以下のものとしています。

**Q 7 2 変圧器は、単相でも三相でもよいのか**

- 単相でも三相でも、補助対象となります。